

論 説

熱中症事故と損害賠償責任 学校の課外クラブ活動中の事故の場合

長 尾 英 彦

はじめに

- 1 問題の所在
 - 2 判決の内容
 - 3 検 討
- おわりに

はじめに

平成16(2004)年7月、愛知県一宮市内の市立中学校グラウンドで、ハンドボール部の夏期練習に参加していた同校の生徒が熱中症で倒れ、入院後死亡した事故について、名古屋地裁一宮支部は、平成19(2007)年9月26日、死亡した生徒の遺族の主張を認容し、同部の顧問の教諭ら学校側の過失の存在を認め、同市に対して4000万円余の損害賠償の支払いを命じる判決を下した(判例時報1997号98頁)。

本件は控訴されていたが、平成20(2008)年6月24日、名古屋高裁に

において和解が成立した (以下, 上記判決を「本判決」、一連の事実経過を「本件」と略記する)。

学校の課外の部活動中に生徒が熱中症に罹患し死亡した事故で、学校側の責任が肯定された事例についてはこれ以前にも散見されるが、近年、とくに熱中症事故の発生の予防等について関心が高まっているところでもあり、また、本件が和解に至るまでのいきさつについても関心をひかれる点があるので、記録に留める意味も兼ねて本稿において扱うこととした次第である。

1 問題の所在

「熱中症」という語は、比較的近年において見かけるようになった用語ではないかと思われる (これに対し、「日射病」「熱射病」といった語は、かなり以前から世間で用いられているようである)。これらは、暑熱環境下にさらされ、又は体内での熱の発生等により生ずる体の変調という点では共通しているが、「日射病」は専ら強い直射日光に長時間さらされたことに起因するもの、とのニュアンスがあるのに対して、「熱中症」は、体温の急激な上昇により体温調節機能が限界に達した失調状態から臓器不全に至るまでの (広い) 過程を指すものである (したがって、「日射病」の発症は専ら屋外において、ということになるのに対して、「熱中症」の発症は屋内でもありうる。クラブ活動とは関係がないが、耐性や調節機能が低下している高齢者の熱中症事故事例は屋内でのものが少なくない)。「熱中症」のうちで特に重篤なものを「熱射病」と呼んでいる⁽¹⁾。

翻って、学校のクラブ活動 (ここでは、特に課外活動としてのクラブ活動を念頭に置く) 中の事故について、国家賠償請求訴訟 (私立学校の場合は、民法上の損害賠償請求訴訟) となった事例は枚挙に暇がないが、このうち、熱中症による死亡事故となると、後に引用するような数例を

数えるのみで、必ずしも数は多くない。この点について少々言及したい。

学校の(運動)クラブ活動中の事故事例を整理する場合、よく用いられるのは「種目別」の整理である(例えば、野球、柔道、ラグビー、器械体操、水泳、等々、といった如し⁽³⁾)。しかし、筆者の私見では、こうした整理は思ったほど有用ではないように見受けられる。まず、各々の種目によって活動の内容や性質が全く異なっている、ということももちろんであるが、加えて、例えば、野球における事故といっても、ボール(投球、打球、送球)が当たったの事故、他のプレーヤー(自チーム、相手チーム、両方ありうる)と接触しての事故、プレー中の落雷事故、について考えてみると、それらは事故といっても各々かなり意味内容の異なるものと思われるからである。すなわち、一口に事故といっても、

そもそも、当該種目のプレーをする以上、そういう危険がありうるということが前提として認識されていると目されるもの、

の要素もあるが、プレー中の不測の事故としての側面の方が表に出てくるもの、

プレーの内容それ自体と関係のない、災害(天災)的な性質をもつもの、

があると思われる。

そして、熱中症による事故の場合は、おそらくに分類されることとなるであろう。

筆者の推測を交えてであるが、熱中症による事故は以前からある程度発生していたのではないかと。ただ、以前は、それが専ら「予測できなかった不慮の事故」というように見られていたために、学校側(顧問の教諭、校長等)の法的責任を問うという発想にまで至りにくかったのではないだろうか。

しかしながら、時代が下るに伴い、学校事故について学校側の法的責任を追及し損害賠償請求を行なう、という考え方が一般に普及してきたことに加えて、熱中症による事故が単に、倒れた生徒個人の問題(体力・

耐性の不足、準備の不足等)に帰せられるものではなく、指導者等の配慮・注意により回避可能なものであり、また、そうすべきだ、という認識が社会において以前よりも強くなってきた、ということもあるように思われる。なるほど、熱中症事故の発生については、たとえば気温の上昇、熱発生の多い運動時、といったように、発生防止について特に注意を払うべき場合は、ある程度類型化可能である。これは、上述の例でいえば、野球の練習ないし試合中に、ボールに当たったり他の選手との接触といった事故が、いついかなる時に発生するのかを予測するのが難しいこととはかなり事情が異なるであろう。熱中症事故の事例については、数は多くはないものの(本件を含めて)学校側の責任が肯定されているケースが、ある程度の数、目につくということには、そのような背景も多少ともあろうかと思われる。

学校事故(一般)について、学校側の責任が肯定されるためには、事故発生について予見可能性があり、かつ、事故回避のために十分な措置を採らなかったことが生徒に対する安全配慮義務違反・注意義務違反との評価を受けることが必要である。⁽⁴⁾しかし、課外活動中の事故にあっては、これらの判断の難しい点が少なくない。というのは、正規の授業時間中と異なり、課外の時間(課外クラブ活動であれば、主として放課後や休日等か)であるということは、学校側がどういう場合にどの程度の安全配慮義務・注意義務を果たしたら十分なのかを明らかにすることは、容易ではないからである。加えて、クラブ活動には様々な種目があり、プレイヤーの肉体にかかる負荷の性質は各々、千差万別といってよい。また、個々の生徒(部員)の力量・素養等によっても事故発生の可能性の大小は変化するはずである。

ただ、そうした状況下で、熱中症事故の場合は、比較的(特に近年)学校側の責任が肯定されてきている傾向にあるということは、上述のとおり、やはり着目すべき点であろうと思われる。

2 判決の内容

[事 実]

Aは、平成16(2004)年7月当時、愛知県一宮市立中学校に在学中の男子生徒であったが、7月27日に、(前日に続き)同中学校グラウンドで行なわれた同中ハンドボール部の合同夏期練習中に熱中症で倒れ、病院に搬送されたが、熱射病を原因とする多臓器不全により同年8月26日に死亡した。

判決文中の記録によると、事故当日は、午前8時半頃に部活動を開始し、グラウンド8周(外周)をランニング、その後、フットワークステップ(腰を落として移動する運動)等を行なった上、グラウンド外周を30分間走(気温は、午前10時の段階ですでに31.3度に達していた)、さらに40メートルダッシュ10本を行なう、というものであった。Aは、40メートルダッシュの7本目まで参加したが、その後意識を失って倒れ(11時30分頃)、病院に搬送され受診した(0時5分頃)。そして、8月26日、同病院において死亡した、とある。

遺族である父母 X_1 、 X_2 及び弟 X_3 は、同部の顧問教諭及び校長に過失があるとして、一宮市に対して国家賠償請求訴訟を提起した。

父母らは、顧問教諭については、

- ・事故当日、朝から気温が上昇していたにもかかわらず、熱負荷の多いランニング主体の練習を行なわせたこと、
- ・当日に至るまでの暑熱馴化も不十分であったこと、
- ・Aがやや肥満体であり、熱中症の危険因子を有しているにもかかわらず、Aについて練習内容を軽減するとか強制的に休憩・休息をとらせる等の配慮をしなかったこと、

などの点において安全配慮義務・注意義務違反があり、

また、校長については、熱中症事故防止のための事前の対策を怠り、

顧問教諭らに対して適切な指示をしていなかった点に注意義務違反があるとして、国家賠償法1条に基づき、一宮市に対して入院治療費、慰謝料等、総額約6000万円の賠償を求めて提訴した。

これに対し、学校側は、

- ・練習内容は、特に熱負荷の大きいものとはいえない、
- ・Aは、倒れる直前までは順調に練習メニューをこなしていたのであり、Aが倒れた後の学校側の処置・対応には何ら問題はなかった、
- ・肥満と熱中症との関連は未だ不明瞭な部分があり、又、特定の部員にのみ練習内容を変更する等の措置をとることは困難なところがある、

などと主張し、顧問教諭や校長には過失はないと反論した。

[判 決]

名古屋地裁一宮支部は、以下のような判断を示し、基本的に原告の主張を認めた。

「……熱中症は、重篤な症状である熱射病になると生命の危険まで生じる疾病であること、少なくとも平成12年以降には、夏期の部活動等における熱中症予防について、愛知県や被告〔市〕において問題として取り上げられ、愛知県ないし被告〔市〕から管内の各学校に周知がされるようになっており、文部科学省においても、少なくとも平成15年以降には、全国の各学校に周知がされるようになっていたことからすると、本件練習当時、部活動において、部活動顧問は、部員が熱中症に罹患しないように防止すべき注意義務を負い、また、熱中症に罹患した場合には、応急処置を行う、救急車を要請するなど適切な措置をとるべき義務を負っていたというべきであり、校長については、部活動顧問がこのような注意義務を履行できるように指導すべき義務を負っていたというべきである。そして、夏期の部活動において部活動顧問が熱中症を予防する注意

義務を履行したか否かについては、部活動が行われた環境、暑熱馴化の有無、練習内容、休憩、給水の頻度や有無、部活動顧問が認識し得た生徒の体力差、肥満であったか否かを含めた体格差、性格等の生徒の特性等を総合考慮して判断すべきである。」

「……本件では、気温が午前10時段階で既に31.3 に達し、その後も気温は上昇していたにもかかわらず、[顧問教諭]らは部員らに対し、午後[原文のまま。午前の誤りであろう。引用者注]8時40分ころから、グラウンドランニング8周・フットワークステップといったそれ自体としても熱負荷の少なくない運動を行わせ、さらに気温が31 を超えた午前10時以降に、直射日光の射すグラウンドで、30分間走・40メートルダッシュという熱負荷の大きい運動を部員にさせたことが認められるのであり、当日の環境条件を前提とする限り、本件練習の内容自体に配慮を欠いた点があったといわざるを得ない。」

「……暑熱馴化については、……平成16年4月から同年7月20日までの間に行われていた練習と同年7月26日以降に行われた練習とでは内容が異なること、……練習時間帯も一学期の練習が……夕方中心であったのに対し、夏期練習は気温の上がる午前から昼までであったこと、夏休みに入ってから夏期練習の前までの部活動の状況は、大会参加1日・休み3日・球拾い1日と、試合に出ない1年生、2年生にとって実質的な練習が少ない期間であり、夏期練習はその休み明けに行われたこと等からすると、……梅雨明けの7月下旬の午前中に、熱負荷の大きい激しい運動を主とする練習メニューを行うについて、暑熱馴化が十分できていたとは認め難い。」

「……[A]が肥満であることは……[顧問教諭]らも認識していたのであるから、[A]に対してトレーニングの軽減などの措置を講ずるか、……[A]を基準として全体の練習内容を決めるか、前記のような熱負荷の少なくないトレーニング中には、[A]にこまめに声をかけるなどして、その表情等を観察し、より多く休憩や給水を指示するなど、

(第3種郵便物認可)

市に4500万円賠償命令

部活の中2「予防が不十分」

地裁一宮支部

愛知県一宮市■中学校で〇〇四年七月、部活動の練習中に熱中症で倒れ約一カ月後に死亡した君(17歳)で、二年生の両親が、学校設置管理者の一宮市に六八百万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が二十六日、名古屋地裁一宮支部であった。

村久一裁判長は「君の弟(君)が、兄を亡くしたのは〇〇四年七月十七日、始めて約三時間後、顧問の教師らが十分な予防として精神的苦痛を日午前八時四十分ごろ、君は四十七センチメートルに体重を減らしたと認め受け付けたとして五百四十九万二千二百七十九円を賠償を求めた訴訟に、ラウンドで部活動の練習を指し、三度を超える日、熱射病の発症を原因として、同市に約四十五万円を命じた。

百五十万円の支払いを命じた。請求の元、ハソボール部顧問の教師の練習させた。練習を

部中に君以外倒れた生徒はおらず練習メニューの問題はなかった。熱中症の発症は、君が肥満傾向であったことと認め、両親は、全面的に君の主張が認められ、大変うれしく話した。

判決後、両親は「全面的に私達の主張が認められ、大変うれしく話した。」と話し、一宮市の市二夫市長は「君の責権を折

裁判で一宮市側は「練

判決は当然の結果
「夜回り先生」で知られる元横浜教師の木谷様さん(60)の話。当然の結果だ。学校は子どもの命を守る義務があり、子どもが死ぬようなことがあってはならない。一宮市大津が命が失われたことについて学校、教育委員会が当然調査受け答えすべきであり、こういう事件が裁判にまでなればおかしい。遺憾にまよ、子どもが死んだ後にも二重の悲しみを与えて、個人々への配慮必要教育現場のハソボール審

り申し立てることも、判決を厳格に受け止め、各学校において熱中症などの命にかかわる重大事故の防止、安全対策につ

肥満に配慮した予防措置を講じる必要があったというべきである。しかしながら、[顧問教諭]らがそのような措置を講じた事実は認められず、個別条件に対する配慮も不十分であるといわざるを得ない。……」

「……中学生の、自己の体調管理に対する能力の未熟さを考慮すれば、自らの体調に対する管理を生徒に一任すること自体に問題があるといえるし、生徒の性格によっては常に教師に自由に休憩や給水を申し出ることができるとも限らないのであるから、休憩や給水の申し出を可能としていたことをもって、十分な予防措置を講じたとはいえない。」

「……校長が気温に応じて練習内容を変更するような体制作りを指示したことはなく、[顧問教諭]らが本件練習当時肥満がリスクファクターであることを知らなかったことなどを考慮すれば、[同校]において、熱中症を予防するような体制が確立していたとは認め難い。……[校長]は、熱中症を予防するように指導すべき義務を負っていたのであるから、この点について、[校長]に注意義務違反があったものと認められる。」

3 検 討

(1) 先例の散見 学校側の責任を肯定した例

クラブ活動中の熱中症による死亡事故が訴訟となり、学校側の責任が肯定された事例で、筆者が見つかることのできた先例は下記の3例である。

千葉地判平 3.3.6 判例時報1407号108頁(控訴)、東京高判平 6.10.26判例時報1555号57頁(控訴棄却、確定)

昭和61年8月7日、県立高校1年生の相撲部部員が他校との合同合宿に参加して練習中、足元がふらつきはじめ、練習をやめて道場から出て

行こうとし、顧問教諭がこれを制止すると、腰から座り込むように寝てしまうなどした。顧問教諭は、同部員が稽古を嫌がりださをこねていると思い、顔に水をかけた後、しばらく寝かせておいたが、しばらくして声をかけたところ、同部員が嘔吐、脱糞などしたため、救急車で病院へ搬送したが、翌日午前4時頃、急性心不全により死亡した。

裁判所は、練習場が高温多湿で熱中症を発症しやすい環境にあることに加えて、顧問教諭が、同部員が練習をやめたがっていると思わせる言動をとっているのに、その理由も聞かずに練習を続行させ、倒れた後も日向のグラウンドに寝かせておいた(3~40分後に、日陰に移動させているが)上、同部員の体を冷やしたり、水分・塩分を補給させるなどの措置を何らとっていなかったことを指摘し、

「…… [顧問教諭] が [同部員] の熱中症罹患を本件当時予見しえなかったと認めることはでき [ない。] …… [顧問教諭] は [同部員] の熱中症を予防するため、同人に異常がないかを注意し、水分塩分の補給を図り、熱中症に罹患した場合、……応急措置を採る外、意識喪失等更に重度の障害が見られれば、直ちに医療機関へ [同部員] を搬送する義務があったものと認めるのが相当である。…… [顧問教諭] が [同部員] を寝かせておいた前記の状況及び時間は著しく不適切であったと言わざるをえず、 [顧問教諭] には前記注意義務違反があったものと認めざるをえない」

と述べ、県に対し3600万円余の損害賠償を命じた。[以下、「判例」という]

静岡地 (沼津支) 判平7.4.19判例時報1553号114頁 (確定)

私立高校2年生のラグビー部部員が、平成2年8月、夏季合宿に参加し練習していたが、同部員は当時、アキレス腱を痛めていたため、十分に走ることができない状態にあった (同部監督はその旨を知っていた)。

合宿最終日の同月12日、他校との練習試合に負けたことに立腹した同部監督は、部員に、練習の中でも最も激しいとされるタックルの練習をさせた上、片道65メートルのランニングパスの練習を45分から1時間の間繰り返し行なわせた。同部員はランニングパスの練習中転倒し、立ち上がった後も再び転倒するような状態になったが、監督は練習を続行させ、「走れないなら部活をやめろ」などと叱責した。その後、同部員が大の字に倒れたので練習を終了させたが、同部員が動けず、呼吸が荒くなるなどしたので、水をかけ、車で地元の診療所に搬送し、さらにその後、同部員は脳神経外科・外科病院に収容されたが、同日午後、多臓器不全で死亡した。

裁判所は、下記の通り判示し、学校側に5000万円余の損害賠償を命じた。

「……本件事故当日の気象要因のほか、練習試合までの運動に加え、アフター練習としてのランニングパス等の激しい運動の内容とその量や、ほとんど休憩もとらずにアフター練習が課されたなどの運動要因、[同部員]の従前の練習量の不足と他の部員に比し劣る体力や、アフター練習に至る約1時間40分の間及びこれに引き続くアフター練習中全く水分補給がなされていないなどの同人の個体要因、さらに、[同部員]がアフター練習としてのランニングパスの練習中苦しそうで息があがっていたことなどを総合考慮すれば、ラグビー部監督……としては、ランニングパスの練習中[同部員]が右身体の不調を見せた時点において、熱中症の発症を予見し得たものというべきであるから、直ちに同人の練習を中止し、全身状態を十分観察したうえ、同人を休ませて水分を補給させる等の措置をとるべき注意義務があったというべきであり、……また、熱中症の発症を念頭に置かないまでも、前記のような状態にあった[同部員]に対しては、少なくとも、その健康状態を気遣い、右同様の措置をとるべき注意義務があったといわざるを得ない。」

「……[監督]が右注意義務を尽くし、ランニングパス練習中の[同

部員] の右体調の不調を認めた時点で [同部員] を直ちに休ませ、同人に水分を補給させるなどの措置を講じていれば、[同部員] が、熱中症に罹患し、もしくは既に罹患していた熱中症を更に悪化させ、死亡するに至ることはなかったといえるから、[監督] の右注意義務違反と本件事故との間には因果関係があるものといわざるを得ない。」[以下、「判例」という]

福島地 (会津若松支) 判平 9.1.13判例時報1630号122頁 (控訴)

柔道部部員であった県立高校 2 年生が、平成 6 年 8 月 10 日、同高内で行われていた同部の夏合宿練習中に熱中症に罹患し、その合併症としての横紋筋融解症による急性腎不全により死亡した。同部員は同年 6 月に同部部長となり、事故当時は体調が悪かったにもかかわらず、部長としての責任上頑張っていたが、10 日早朝のランニング中に歩道に座り込んでいるのを顧問教諭が発見し、車で合宿所に連れ帰り、その後病院に搬送して入院させたが、翌 11 日に死亡したものである。練習場は暑熱環境にあり、激しい運動をすると熱中症等を発症しやすい危険があったにもかかわらず、顧問教諭は水分の摂取を制限し、水分補給としては少量の黒砂糖湯を用意させたのみであった。

裁判所は、以下のように判示して、県に対し約 3600 万円の賠償を命じた。

「……本件合宿が高気温の夏期に実施されたものであるから、体調を崩す生徒が生じることは十分予想できることであり、顧問教諭にはより一層の注意義務が課せら [れ] ると言うべきである。殊に、…… 5 年前の柔道部の夏期合宿において、参加した生徒が脱水症状で倒れ入院したという経験を有するといっているのであるから、暑熱環境下での激しい練習では脱水症状に陥る生徒が生ずる可能性があることは当然に予見できたはずである。」

「……練習中にはできるだけ水分を補給しないように黙示的な指導がなされていたことが窺われ、少なくとも練習中は生徒にとって水分を補給しづらい雰囲気があったことは明らかであり、これら認定によれば、[顧問教諭]において、……生徒の運動内容及び量、休憩の取り方に配慮するとともに、積極的に必要な量の水分、塩分を補給させ、……生徒に熱中症等の疾患の原因となる事情を発生させないように注意すべき義務を怠っていたものと言わざるを得ない。」[以下、「判例」という]

(2) 先例の散見 学校側の責任を否定した例

盛岡地判昭60.2.21判例タイムズ555号248頁(確定)

私立高校1年生の野球部員が、昭和53年8月4日からの夏期合宿に参加し、初日、ランニング中に体調に異常を感じ、「ランニングを中止したい」旨を周囲の部員に伝えたが、「もう少しだ、頑張れ」などと言われて、だいぶ遅れて完走したが、その後、地面に倒れて意識不明になった。野球部長は、自身の車に同部員を乗せて近くの病院へ運び、診察を受けさせたが、日射病のため約2時間後に死亡した。

同部員の両親は、学校側に対しては、体調の異常を感じた時点で練習を中止させるべきであったのにそうしなかった、涼しいところで休息させる等の措置をとるべきであったのにそれを怠った、などと主張して、損害賠償を請求した(病院に対しても、必要適切な治療を行なわなかった、と主張して、損害賠償を請求した)。

裁判所は、本件事故発生時の天候が、時々小雨、曇で気温(正午時)25度と、日射病の罹患を予想させるようなものではなかったこと、事故発生時まで同部員に変わった様子が見られなかったこと、などの事情を汲み、部長・監督の過失を否定して、以下のように判示した。

「……本件合宿の参加者はいずれも高校1、2年生であって、その判

断力も成人に準ずる程度に達しているのであるから、……高校野球部の部長あるいは監督として通常有すべき経験則上、何らかの疾病・事故の生ずることを予見することが可能であるような特段の事情のある場合は格別、そうでない限り、部員らの練習の様態を逐一監視することまで要求されないものと解するのが相当である……。」[以下、「判例」という]

大阪高判平 6.6.29判例時報1517号62頁 (上告)

私立高校1年生のサッカー部員が、夏期休暇中に学校内で行なわれた部の合宿に参加したが、5日目に体がふらつき発熱するなどしたため、救急車で病院に赴き、「軽い脱水症状と上部気道感染症」と診断された。その日は一旦帰宅し、翌日入院したが、11日後に死亡した。死因は(横紋筋融解症に基づく)腎不全であった。

同部員の両親は、同部の顧問教諭とコーチが安全配慮義務を怠ったとして、また、最初に診察を受けた病院は適切な医療を施すべき注意義務を怠ったとして、損害賠償を請求した。

1審(京都地判平 4.6.26判例時報1463号127頁)は、原告の主張を認容した。しかし、大阪高裁は下記のように述べて原判決を取り消し、原告の請求をいずれも棄却した。

「……練習の際、生徒が疲れて休憩を取りたい場合はその旨申出て取れたのであり、給水も練習の合間に自由に取れたのであった、特にしごきとか厳しい練習があったものとは認められない。」

「……顧問教諭らとしては、[同部員]がその間、休憩もしており、長い時間激しい練習に参加していたという認識はなかったものであり、[同部員]自身からも顧問教諭らに対して体調が不良である旨の申出もなかったこともあって、顧問教諭らにとって[同部員]の体調の不良を予見することは不可能であったというべきである。」

「また、当時、[同部員]は高校1年生であったのであるから、自分

自身の健康状態が医師の診察を要するか否かの判断ができる年齢であり、合宿に参加していた他の部員らの中にも顧問教諭に申出て医師のもとに連れて行ってもらい診察を受けていた者があり、[同部員]もそのことを知っていたとみられるから、申出をためらう事情もなかったもので、このような状況にある[同部員]に対して、顧問教諭らにおいて[同部員]の申出を待つことなく能動的にその容体を知るための方策を施すべきであったとまではいうことができない。」

(なお、最初に診察をした病院については、事故当時[昭和59年]の知見では、本事故の場合、腎不全の発症を疑って是が非でも尿検査を実施する必要があるとまではいえない、として、過失はないと判示した。)[以下、「判例」という]

(3) 小 括

筆者は、今回の一宮市の事件について、判決が学校側(市)の責任を肯定したことは妥当と考えているが、諸先例との比較を中心に今少し敷衍してみたい。

まず、学校側の責任を否定した例は、これを肯定した例よりも時期的に早いものであることが目につくが、これは、冒頭で述べたとおり、「熱中症」という観念が未だ一般に普及していなかった時期のものではないかと見られ、事実、判例は、判決文中で専ら、「日射病」の語を用いている(もちろん、日射病が重篤なものとなって熱中症になることはあるが、通常、「日射病」という言い方は比較的軽症のものを指すことが多いのではないか)。熱中症そのものの危険性が、学校の体育関係者等のレベルにおいて十分認識されていなかったとも想像されるのであり、もしも今日であったならば、同じ事実関係下でも原告の主張が認容される可能性はあるのではないか。⁽⁵⁾

次に着目されるべき点として、先例 ~ はいずれも死亡したのが高

校生であるという事案であり、対して本判決は、中学生、しかも中学2年生という比較的低い年齢の生徒が死亡したという事故に関するものである。高校生ともなれば、成人並みとまではいえないにしても、ある程度の自主的な判断力を有し、もしも体調に不良・異常が感じられる点があるのであれば、顧問教諭、コーチあるいはキャプテン等にその旨を申し出るなどして危険を回避することができるだけの能力があろう(判例は比較的率直にその旨を判示している⁽⁶⁾)。しかし、中学生となるとかなり事情が異なってくる。この程度の年齢では、顧問教諭(等)の指示は絶対であろうし、自身から休憩を求めたり、練習からのリタイアを申し出ることは難しいのではない⁽⁷⁾か。その分、顧問教諭等は個々の様子に注意して、異常な素振りがないかどうか観察する義務を負うことになるのである。本件では、死亡した生徒は、倒れる直前の40メートルダッシュ中に「よだれを流して走っていた」という状況があったのに顧問教諭は気づかず、倒れた際にろれつが回っていなかったのよう⁽⁸⁾やく、慌てて休息させた、といった状況があった。その点で、本件事故における顧問教諭は、十分な注意義務を果たしていなかったと見られる余地がある。

重ねて言えば、引用紹介した諸判例は、いずれも格闘技であるとか、そうでなくとも、ゲーム中に激しく走り回るスポーツ種目に関連するものである(野球はやや異なるが、判例の事故は野球そのもののプレー中ではない)。いうまでもなく、体力の消耗が激しく、熱発生も大である。そうであれば、顧問教諭、監督等は、天候等の状況から判断して、熱中症発症の可能性を懸念し、予防に努めるべき一層強い注意義務を負う、ともいえるのではない⁽⁹⁾か。本件のハンドボールは、本来、プレイヤー同士の身体の接触・衝突を想定した種目ではないので、ラグビー(判例)ほどではないかもしれないが、それでも上述のようにかなりの運動量を要求されるものであることに違いはない。しかも、本件についても、事故はゲームそのものではなく、準備運動としての長距離走・ダッシュ

中に起きている。加えて、当日は、本件部員の事故発生に先立って、すでに気分が悪くなって練習をリタイアする生徒が何人が現れていたという⁽¹⁰⁾ならば、顧問教諭としては、当時の天候等とのかねあいで、当初予定の練習内容では生徒（本件の場合、中学生である）の身体にとって負荷が大きすぎる、との判断に至らなければならなかったのではないか。もとより、本件の場合、苦しそうにしている部員に対し、練習をさぼろうとしている、といったような邪推によって（ことさらに）放置したり（判例）、しごき又はそれに近い無茶な練習を強要したり（判例）、故意に水分を補給することを妨げたりする（判例）ようなことはなされていないが、それゆえに注意義務・安全配慮義務違反が無いとはいえないであろう。

さらに、本判決の内容について興味深いのは、死亡した部員が肥満であったという点、及び、暑熱馴化の程度の点について詳細な検討を加えていることである（このような検討を示した先例は見つけられなかった）。

熱中症発症と肥満との関係は、従前は必ずしも明らかではなかったが、本判決は、肥満であることが危険因子の1つであることを認め⁽¹¹⁾た。もちろん、死亡した生徒は極端な肥満であったというわけではないが、本判決は、当該生徒について特に注意を払うべき義務があることを判示している。

また、暑熱馴化に関しても、本件において、県大会で敗退した後、数日の練習休みがあり、その後の練習再開までもなく（2日目）であったということ、及び、死亡した生徒がもともとゴールキーパーであり、以前の練習ではさほど激しく走り回ることがなかった（専ら、球出し等をしていたという）といった具体的状況を指摘し、結果、暑熱馴化が十分とは言えなかった旨を指摘している⁽¹²⁾。これも、事実関係に即したきめの細かい判断であり、同種事故の再発防止のためには有益な判断内容であると思われる。

(4) その他の論点

本件で死亡した生徒には自閉症の弟があり、死亡した生徒はこの話し相手として重要な存在であったという。そうした事情から、本件提訴にあっては、両親のみでなく、この弟も (両親から独立して、別個に) 原告に名を連ねていた。こうしたケースで、この弟にも損害賠償を請求する権利があるものかどうか (民法711条参照)、また、そういう先例があるのか、筆者は門外漢ゆえ定かではないが、本判決は、この弟の精神的苦痛 (大事な話し相手を失った、という趣旨であろうか) に対する賠償責任を併せて肯認した。

この措置に対して、筆者は決して異を唱えるものではないが、法解釈上の当否等の評価についてはその分野の専門的研究者の判断を待ちたいと考える。

お わ り に

筆者は、以前、サッカーの校外試合に出場中の生徒が落雷事故で障害を負った事故に関連して、果たしてその事故においてチームの監督に注意義務違反・安全配慮義務違反があったといえるであろうか (落雷事故を予見する義務まであったといえるか、また、事故の回避可能性があったといえるか) との疑問を呈した。それは、基本的に、落雷事故が自然現象であり、いつ発生するものか予測することが難しい、ということに依拠していた。

これと比較すると、本判決の場合は、確かに熱中症事故も高い気温などの自然現象と関係がないわけではないが、指導者が気をつけていれば、かなりの程度、防止することは可能なものではないかと思われる (判例の場合は、練習の場で倒れたわけではないので、比較の材料とするのは適当でないかもしれない)。倒れた生徒が中学生という状況を併せ考

えると、学校側は責任を免れるのは難しいように思われる。⁽¹⁴⁾

さて、本判決の後、両当事者が控訴していた。遺族の側は損害賠償請求が認められたものではあるが、学校側の対応等(説明、謝罪、今後の事故防止のための取り組み等の約束)を不満としてのことであったのではないかと推測する。しかし、冒頭に記したとおり、本件については本年6月に和解が成立した。一宮市が、教育現場での事故防止のための様々な方策を実施し、また、本件事故について学校側の過失を明認し謝罪したことで遺族が納得したことによる。⁽¹⁵⁾ 今後、悲惨な事故が防止されることとなれば、死亡した生徒もいささかなりとも浮かばれるのではないかと思われる。

[註]

- (1) 『最新医学大辞典 [第3版]』(医歯薬出版株式会社, 2005) 1369頁, 1408頁。なお、同書では「熱射病=熱中症」と表記されている。
- (2) たとえば、判例時報1505号74頁など参照。
- (3) たとえば、『問答式 学校事故の法律実務 Ⅰ』(新日本法規, 加除式), 伊藤進・織田博子『実務判例 解説学校事故』(三省堂, 1992) 178頁以下など参照。因みに、伊藤・織田同書では、「柔道、ラグビー、相撲、体操、登山、野球、テニス、ハンドボール」という配列になっている。これらの種目で比較的事故例が多いとの趣旨かとも思われるが、なぜ、このような配列順になっているかは不明。
- (4) 学校事故一般の特徴と問題点については、たとえば、伊藤進『学校事故の法律問題』(三省堂, 1983), 伊藤進・織田博子「学校事故」ジュリスト993号88頁以下, 阿部泰隆『国家補償法』(有斐閣法学全書, 1988) 158 - 164頁など参照。
- (5) 判例の事故については、たとえば、死亡した部員がランニングを(他の部員よりも遅れて)走り終えた後、キャッチボールをしないで(ただ)練習を眺めていた、といった時点で、何らかの異常を感知できるのではないか。
- (6) 判例時報1517号62頁 [64 - 65頁]。この点について、前掲(註3)『問答式 学校事故の法律実務 Ⅰ』388ノ31頁以下(判例の評釈)を併せて参照。

(7) 判例時報1997号98頁 [109頁]。学校事故においては、被害生徒の年齢は重要な要素とされており、たとえば、中学1年生については、「生徒自身が危険箇所の発見、危険回避の行動、自己規制等のある程度なうすることは期待できるけれども、心身の発達程度は成人に比して未熟である」と述べている例がある。長野地判昭和52.1.21判例時報867号100頁。これについて、前掲(註4)伊藤進『学校事故の法律問題』120頁を併せて参照。この点に関連して、判決文は、死亡した生徒がとくにおとなしく真面目で手抜きのできない性格であったことを強調している。

本件とは直接関係ないが、クラブのキャプテン等、責任のある役割をまかされた場合、つい無理をして自身の限界を超えてしまうという危険があることも考慮されるべき場合がある。この点について、判例時報1630号122頁 [判例] [125頁]では、死亡した生徒は6月より部長になっており、事故当日は、体調がすぐれなかったにもかかわらず部長としての責任上、休みをとらなかつたと窺われるふしがある(判決文は、この点についてことさらに何か言及している訳ではない)。なお、筆者は、昔は、運動部の練習中に水を飲むのはいけないことだ、と指導されていたと記憶するし、具合が悪いからといって生徒の方からそうそう簡単に休憩を申し出るなどということもとてもできなかったと思われる。こうした時代の変化にも正直言って驚かされるところである。

(8) 判例時報1997号98頁 [108頁]。

(9) ところで、判例時報1553号114頁 [判例] [115頁]では、「運動部員が熱中症で死亡した事故で、指導教諭の過失を否定した例」として、東京地判昭和56.6.29判例時報1027号90頁、静岡地(富士支)判昭和63.10.4判例時報1309号131頁が挙げられているが、これらは各々、体育の授業中の持久走及び校内マラソン大会中の死亡事故であり(クラブ活動とは異なる)、しかも、死因について「熱中症」との明示的な記載はなく、事故発生日も各々1月、11月という時期であって、熱中症によるものとは考えにくいと思われるので、本稿では検討の対象としなかつた(判例時報1553号114頁が、なぜ上述のような引用紹介の仕方をしたのかは不明)。

(10) 判例時報1997号98頁 [108頁]。加えて、校長自身が、同月に運営に関わっていた野球大会において他の中学校の生徒が熱中症に罹患し救急車で運ばれる、という経験をしていたにもかかわらず、これを自校の教職員に説明していなかつた、という事実もある [同102頁]。

(11) 判例時報1997号98頁 [109 - 110頁]。

(12) 判例時報1997号98頁 [109頁]。

(13) 拙稿「落雷事故と損害賠償責任」中京法学42巻1・2合併号(2007)1頁

以下参照。

- (14) もちろん、顧問教諭等が具体的な場面において、どこまで個々の生徒を監督・監視すべきかは難しいところもある。「トランポリンけんか事件」最高裁判決（最判昭58.2.18判例時報1074号52頁）も、「特段の事情のない限り、顧問の教諭としては、個々の活動に常時立会い、監視指導すべき義務までを負うものではないと解するのが相当である」と判示している（筆者は、この判示は妥当と考える）。この点について、前掲（註4）阿部泰隆『国家補償法』159 - 160頁のコメントを参照されたい。こうした観点からは、特定の生徒について別メニューの練習を組むとか、この生徒を基準とした練習内容を組む、といったことが、果たして現実にとどこまで可能か、いささか懐疑的にならざるをえないといえよう。
- (15) 中日新聞2008年6月25日朝刊30面「市側が謝罪 和解成立 一宮の中2熱中症死訴訟」。

判例については、控訴・上告されたあとどのような結論に至ったのかを確認することができなかった（和解に至ったのではないかと推測するが）ことをお詫びする。

2008年(平成20年)6月25日(水曜日)

12版 社 会 30



一宮市と和解が成立、君の遺影を手に記者会見する母(左)さんと父(右)さん＝24日午後、名古屋司法記者クラブで

市側が謝罪 和解成立

一宮の中2熱中症死訴訟

愛知県一宮市の市立北部中学校で二〇〇四年、二年生の君(当時一宮市)がハン

ドボール部の練習中に熱中症で倒れて死亡した訴訟の控訴審で、市側が謝罪して再発防止策を具体的に講じるこ

とや、今後、事故で子どもがけがなどをした場合は専門家や保護者らを加えた委員会をつ

くって、原因を調査することなどで、和解が二十四日、名古屋高裁で成立した。

和解条項は、このほ

かに和解金四千六百万円を支払うことなど。会見した父親の(左)さん(右)は「望んだことすべてが和解に凝縮された点は評価できる」とコメント。母親の(左)さんは「学校が練習内容に問題があったことを認めた上での謝罪で、大切に受け止めた」と話した。